

八木支所版お知らせ

八木公民館講座『人権ビデオ鑑賞会』受講者募集

南丹市では「南丹市人権教育・啓発推進計画」に基づき人権感覚の豊かな社会を構築するために人権に関する視聴覚教材（ビデオ）を計画的に購入し、地域・学校・事業所などにおける人権教育・啓発にご活用いただいているところですが、研修時等における視聴覚教材のさらなる有効活用をいただくことを目的に、八木公民館では10月から2月まで月1回土曜日に「人権ビデオ鑑賞会」を開催しています。

今回は、第5回目で鑑賞会シリーズ最後となります。内容は、主に外国人・障がい者・部落差別の人権について考えるビデオ『日常の人権II』を鑑賞します。

地域や職場などで人権教育・啓発の委員をされている方だけでなく、どなたでもビデオ鑑賞にご参加いただけます。この講座を通じて、一人ひとりが輝く社会づくりのきっかけとさせていただければ幸いです。多くの市民のご参加をお待ちしています。

- 受講対象** 南丹市民及び市内に勤務・通学されている20歳以上の方
- 参加方法** 事前登録や予約は行いませんので、当日直接会場にお越しください。参加は無料です。
- 日 時** 2月25日(土)午前10時から
- 会 場** 南丹市八木公民館1階和室
- ビ デ オ** 『日常の人権II』(上映時間 約25分)
- ◇**問合せ先** 南丹市八木公民館(社会教育課八木担当)
TEL(0771)68-0026、FAX(0771)42-5616

第27回八木町ボランティア交流会

毎年恒例の「八木町ボランティア交流会」を実施いたします。新たにボランティアをはじめようとされている方も、ご参加いただけます。皆さまのお越しをお待ちいたしております。

- 日 時** 2月25日(土) 午前9時45分～午後3時
- 場 所** 南丹市八木公民館 3階大集会室
- 内 容** 午前：演題「東日本大震災石巻市サポート」
講師 加藤 貴雄氏(ふない聴覚言語障害センター)
午後：ボランティアグループによるアトラクション
「かあちゃん劇場 赤とんぼ」「南丹太極拳クラブ」「手話サークル 虹」
- 昼 食 代** 500円
- 申込締切** 2月15日(水)
- 主 催** 八木町ボランティア連絡協議会

◇**申込・問合せ先** 南丹市社会福祉協議会 八木支所 TEL(0771)42-5480

男性の料理教室

八木町介護者(家族)の会 たんぽぽでは、介護に理解と関心のある方が集い、日頃の悩みを分かち合い、活動を通して介護者が孤立することのないように、よりよい介護と福祉の向上を図ることを目指し活動しています。今回は「男性介護者」を対象に料理教室を開催します。

はじめての方もご参加くださいますよう、ご案内します。

- 日 時** 3月9日(金) 午前11時～午後2時半
- 場 所** 南丹市八木公民館 料理室(2階)
- 参加費** 無料
- 申込締切** 2月末日
- 主 催** 八木町介護者(家族)の会 たんぽぽ

◇**申込・問合せ先** 南丹市社会福祉協議会 八木支所 TEL(0771)42-5480

南丹市八木町家族介護者リフレッシュ事業

八木町にお住まいで、現在在宅で介護をされている方、またご経験のある方を対象にリフレッシュ事業を行います。皆さまと楽しいひとときを過ごせれば嬉しいです。ご参加をお待ちいたしております。

- 日 時** 3月16日(金) 午前10時～午後4時
- 行き先** るり溪温泉
- 参加費** 1,000円(昼食・入浴代含む)
- 申込締切** 3月2日

◇**申込・問合せ先** 南丹市社会福祉協議会 八木支所 TEL(0771)42-5480

所得税確定申告の会場のご案内

市民税などの申告や相談と合わせて、所得税の確定申告についての相談・受付を実施します。所得税の還付が発生する「給与所得」「雑所得(公的年金など)」などの申告が対象です。「青色申告」「土地建物や株式等の譲渡所得」「配当所得」などの申告相談は行いませんので、園部税務署でご相談ください。

- 期間** 2月16日(木)～3月15日(木)※土、日曜日は除く。
- 時間** 午前9時～午後4時30分※正午～午後1時を除く。
※混雑状況等により早期に受付を終了する場合があります。
- 場所** 八木会場：市役所八木支所1階市民ルーム
《前年八木会場で確定申告をされた方は、通常確定申告に必要な書類等(源泉徴収票や印鑑・還付申告の場合は振込口座のわかるもの等)以外に次に掲げるものを可能な範囲でご持参ください。》

- ・ **前年の確定申告書控え**
- ・ **農業所得のある方 収支内訳書控え** (減価償却資産等の参考とします)

<市・府民税の申告について>

市・府民税の申告は、所得税の申告が不要な方も金額の多少にかかわらずしていただく必要があります(申告をされないと所得証明書などの発行、老人医療、福祉医療などの制度や国民健康保険税の軽減が受けられなくなります)。ただし、所得税の確定申告をされた方や、給与所得のみで年末調整した給与支払報告が市に提出されている方、公的年金などを受給されている方(控除が全てできていること)は不要です。

◇**問合せ先** 八木支所 地域総務課 TEL(0771)42-2300

所得税還付・住民税還付・医療費還付等あらゆる還付金等の

振込詐欺や悪質商法に注意してください。